

民主大分政推第 5 号
平成 22 年 11 月 9 日

大分県知事 広瀬 勝貞 殿

民主党大分県総支部連合会
代表（衆議院議員） 吉良 州 司

民主党大分県総支部連合会
政策推進会議
議長（県議会議員） 梶原九州男

民主党「陳情要請対応本部」の設置に伴う政策提言の取り扱いについて（お知らせ）

立冬の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日ごろ民主党の活動につきましては、何かと御理解を賜りお礼申し上げます。

さて、昨年、民主党が政権与党となったことに伴い党に対する要望・陳情については、「利益誘導型政治からの脱却」、「霞ヶ関詣での一掃」、「国の行政刷新と地方行革に寄与」、「透明性・公平性を確保する陳情処理」を主な目的とした分権型陳情への改革を行ってまいりましたが、一年が経過し利益誘導型政治からの脱却を更に推進するため党本部に「陳情要請対応本部(本年 10 月 22 日付)」を設置し、幹事長室、組織委員会、企業団体対策委員会、政策調査会が一体となって取り組んでいくこととなりました。

つきましては、地方組織内からの政策提言・陳情は、地域主権の実現に向け基礎的自治体からの要望をしっかりと地域の声や国民の声として、都道府県連が必ずお聞きすることの徹底が党本部より強く求められることとなりましたので併せてお知らせいたします。

なお、御留意いただく主な事項は下欄に記しますので御参照ください。

時節柄、くれぐれも御自愛くださいませ。

記

1. 23 年度予算に係わる政策提言・陳情要請について

- (1) 期日については、11 月 19 日(金)までに「民主党大分県連政策推進会議」のヒアリングを終えていただくこととなりますので、政策提言書の提出には御配慮ください。
なお、提出にあたりましては、下段「3.」を御参照ください。

2. 添付文書

- ・陳情・対応の流れ（改定）
- ・民主党陳情要請対応本部（構成）

3. 政策提言・陳情要請に関する党本部からの主な留意事項は次のとおりです。

- ① 政策提言・陳情要請対応の流れは基本的に従前と同様である。

- ② 都道府県連において受け付けた要望等については、政府与党である民主党の政策やマニフェストとの整合性について精査した上で、党本部へ提出するか等を適切に都道府県連で判断し処理する。
- ③ 各種中央団体や全国的市民団体等については、党本部の企業団体対策委員会が担当する。なお、九州ブロックの団体については、会長や幹事の自治体はその当該都道府県連を必ず経由すること。
- ④ 自治体からの要望はおおむね立派な冊子にしたものも多いが、単価を考えると税金の無駄遣いと思えるものも散見する。住民の税金の支出であることを再度認識することが必要である。また、切望する予算要求であるなら受け手の立場になって考え、省庁別はもとより要望項目ごとに政策提言書を提出することが望ましい。要望書を冊子にしたままでの提出は好ましくない。
- ⑤ 複数の省庁面談を要望の場合、党本部において省庁を制限することがある。
- ⑥ 陳情要請対応本部面談後に、すべての案件が政務三役と面談できるとは限らない。なお、政府への紹介は政務三役のみであり、当初から局長・課長級等へのつなぎはしない。
- ⑦ 全国的には、都道府県連及び党本部を通さずに政務三役に面談したケースが過去あるが、地域事情が把握できない中での政策反映は困難であり、今後は都道府県連を通さないものは一切認めない。
- ⑧ 都道府県連を通さずに、直接「陳情要請対応本部」の役員と接触することは、上段「⑦」と同様に認めない。

以上です。

民主党大分県総支部連合会 〒870-0039 大分市中春日町 5—26 TEL 097-538-3801 Fax 097-538-3816 (事務局／幹事長代理 衛藤延洋 政策推進会議参事 飯倉保範)
